

中国ビジネス展開促進事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 中国ビジネス展開促進事業費補助金（以下「補助金」という。）については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、公益財団法人やまなし産業支援機構（以下「財団」という。）が行う、山梨県内に本店、製造拠点又は研究開発拠点を有する中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）を中心とする経済交流団の派遣等事業（以下「補助事業」という。）に対し、その経費の一部を補助することにより、中国国内において、県内中小企業等の取引拡大及び新たな市場開拓を促進することを目的とする。

(交付の対象及び補助率)

第3条 補助金は、補助事業に必要な経費であつて、別表に掲げるもののうち、必要かつ相当と認められるものについて、予算の範囲内において交付する。

(交付の申請)

第4条 財団は、補助金の交付を受けようとするときは、交付申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

2 財団は、前項の補助金を申請するに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(交付の決定)

第5条 知事は、前条第1項の規定により補助金の交付申請があつたときには、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、交付決定通知書（様式第2号）により、財団に通知するものとする。

2 知事は、前項による交付の決定に当たっては、前条第2項により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、相当と認めたときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して交付決定するものとする。

3 知事は、前条第2項のただし書きによる交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(申請の取り下げ)

第6条 財団は、補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、当該通知を受領した日から20日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(補助事業の内容及び経費の配分の変更)

第7条 財団は、補助事業の内容及び経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ変更承認申請書（様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助事業の目的の達成に支障がなく、補助金の増額を伴わない事業計画の細部の変更については、この限りではない。

(補助事業の中止又は廃止)

第8条 財団は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ、中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 財団は、補助事業が完了した日若しくは前条の規定による補助事業の中止又は廃止の承認を受けた日から起算して一箇月を経過した日又は交付決定をした年度の3月20日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

2 財団は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第10条 知事は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、財団に通知するものとする。

2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

第11条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、支払うものとする。ただし、補助金の交付決定後に必要があると認められる経費については、概算払いをすることができる。

2 財団は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第12条 知事は、第8条の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第5条の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 補助事業者が、法令、本要綱又は本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

(4) 交付決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときには、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号の場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第10条第3項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第13条 財団は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税額の確定に伴う報告書（様式第7号）により速やかに知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 第10条第3項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

(書類の保管)

第14条 財団は、補助事業に係る帳簿及び証拠書類を、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別表（補助対象経費）

経費区分	経費の内容	補助率
経済交流団の派遣	旅費、バス借上代、会場借上代、通訳代、交流会開催費、通信運搬費、記念品代、その他知事が認めるもの	定額

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

所在地

法人の名称

代表者氏名

印

令和 年度中国ビジネス展開促進事業費補助金交付申請書

令和 年度中国ビジネス展開促進事業費補助金の交付を受けたいので、中国ビジネス展開促進事業費補助金交付要綱第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

- | | |
|--------------|---------|
| 1 補助事業に要する経費 | 円 |
| 2 補助対象経費 | 円 |
| 3 補助金交付申請額 | 円 |
| 4 事業の内容及び経費 | 別紙1のとおり |

別紙1 (様式第1号関係)

令和 年度中国ビジネス展開促進事業費補助事業計画及び経費

○事業計画

事業期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
事業項目	事業内容 (具体的に)
経済交流団の派遣事業	

○経 費

(単位:円)

経費区分	交付申請金額	積算内訳
経済交流団の派遣		
合計		

殿

山梨県知事 印

令和 年度中国ビジネス展開促進事業費補助金の交付決定について（通知）

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付申請があった上記補助金については、中国ビジネス展開促進事業費補助金交付要綱第5条第1項の規定に基づき、次のとおり交付することに決定しました。

- 1 補助金の交付の対象となる事業及び内容は、令和 年 月 日付け 第 号で交付申請のあった中国ビジネス展開促進事業費補助金交付申請書記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金交付決定額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	円
補助対象経費	円
補助金交付決定額	円

- 3 補助金の交付の条件は、次のとおりとする。
 - (1) 補助事業の内容の変更をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、補助事業の目的の達成に支障がなく補助金の増額を伴わない事業計画の細部の変更についてはこの限りではない。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
 - (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、知事が別に定める期間中においては、知事の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
 - (5) 補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付要綱の定めるところにより、消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税等仕入控除税額に補助率を乗じて得た金額を減額する。
- 4 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置
 - (1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。
 - ア 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき
 - イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
 - ウ 補助事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき
 - エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき

- (2) 補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。
 - (3) 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年 10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
 - (4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。
- 5 補助事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、補助事業の遂行状況について報告させることがある。
- 6 補助事業が完了した日（廃止の承認を受けた場合はその承認の日）から起算して一箇月を経過した日又は交付決定をした年度の3月10日のいずれか早い期日までに、補助事業の成果を記載した補助事業実績報告書に別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。
- 7 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

所在地

法人の名称

代表者氏名

印

令和 年度中国ビジネス展開促進事業費補助金に係る補助事業の変更承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があった中国ビジネス展開促進事業費補助金に係る補助事業について、次の理由により計画変更したいので、中国ビジネス展開促進事業費補助金交付要綱第7条の規定に基づき、次のとおり申請します。

- 1 変更を必要とする理由
- 2 変更の内容
- 3 変更が補助事業に及ぼす影響

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

所在地

法人の名称

代表者氏名

印

令和 年度中国ビジネス展開促進事業費補助金に係る補助事業の中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があった中国ビジネス展開促進事業費補助金に係る補助事業について、次の理由により中止（廃止）したいので、中国ビジネス展開促進事業費補助金交付要綱第8条の規定に基づき、次のとおり申請します。

- 1 中止（廃止）を必要とする理由
- 2 中止（廃止）の具体的内容
- 3 中止（廃止）が補助事業に及ぼす影響

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

所在地

法人の名称

代表者氏名

印

令和 年度中国ビジネス展開促進事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があった中国ビジネス展開促進事業費補助金に係る補助事業を完了したので、中国ビジネス展開促進事業費補助金交付要綱第9条第1項の規定に基づき、次のとおり報告します。

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 事業実績及び収支決算 別紙2のとおり
- 3 その他添付書類（事業実績を補足する資料等）

別紙2 (様式第5号関係)

令和 年度中国ビジネス展開促進事業費補助事業実績及び経費

○事業実績

事業期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日
事業項目	事業実績 (具体的に)
経済交流団の派遣	

○収支決算

(単位:円)

経費区分	決算額	決算内訳
経済交流団の派遣		
合計		

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

所在地

法人の名称

代表者氏名

印

令和 年度中国ビジネス展開促進事業費補助金概算払請求書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があった中国ビジネス展開促進事業費補助金について、次のとおり概算払いを受けたいので、中国ビジネス展開促進事業費補助金交付要綱第11条第2項の規定に基づき、次のとおり請求します。

1 概算払請求額 金 円

2 内訳

交付決定額 ①	概算払受領済額 ②	今回請求額 ③	残額 ① - ② - ③
円	円	円	円

3 概算払いの理由

4 支払方法

口座振替	振込先金融機関名	金融機関名	支店名
	口座の種別・番号	当 座 ・ 普 通	No.
	(フリガナ)		
	口 座 名 義		

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

所在地

法人の名称

代表者氏名

印

令和 年度中国ビジネス展開促進事業費補助金に係る
消費税及び地方消費税額の確定に伴う報告書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があった中国ビジネス展開促進事業費補助金について、中国ビジネス展開促進事業費補助金交付要綱第13条第1項の規定に基づき、次のとおり報告します。

- | | |
|---|---|
| 1 補助金額（山梨県知事が確定通知により通知した額） | 円 |
| 2 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2） | 円 |